

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和3年9月3日（金）

午後1時29分開会

午後2時43分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員 長	酒井 立志
副委員 長	澤崎 豊
委 員	藤井 大輔
〃	井加田 まり
〃	宮本 光明
〃	横山 栄
〃	杉本 正

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	荻布 佳子
理事・教育次長	清原 明宏
教育次長	坪池 宏
参事・教育企画課長	
	松井 邦弘

生涯学習・文化財室長

吉田 学

教職員課長 福島 潔

教育参事・県立学校課長

佐野 友昭

小中学校課長 水戸 英之

保健体育課長（派遣スポーツ主事班長）

橋本 隆

教育企画課 ICT教育推進班長

清 孝雄
生涯学習・文化財室次長（振興班長）
寺井 宏友
生涯学習・文化財室青少年教育班長
盛本 茂
生涯学習・文化財室家庭成人教育班長
麦谷 理香
生涯学習・文化財室文化財班長
島田 修一
県立学校課教育改革推進班長
金田 幸徳
県立学校課特別支援教育班長
米原 孝志
小中学校課教育力向上班長
松倉 美華
保健体育課食育安全班長
杉田 尚美
公安委員会
公安委員長 神川 康子
警察本部長 杉本 伸正
警務部長 田平有紀子
生活安全部長 中田 聡
地域部長 橋森 俊広
刑事部長 舘谷 健
交通部長 前田 幹二
警備部長 笠井 成樹
警務部参事官・首席監察官
島田 久幸
警務部首席参事官・警務課長
宮島 秀和

警務部参事官・会計課長

古川 秀治

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

荻布教育長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

福島教職員課長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

松井教育企画課長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

杉本警察本部長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

田平警務部長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

酒井委員長 以上が9月定例会付議予定案件の説明です。この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で9月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

橋本保健体育課長

- ・ 令和3年度サンドボックス枠予算の執行状況について

中田生活安全部長

- ・富山県迷惑行為等防止条例一部改正の件について
資料配付のみ

県立学校課

- ・「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会」の設置及び第1回開催について
- ・富山県特別支援教育将来構想の策定について

小中学校課

- ・本県公立学校における「令和3年度全国学力・学習状況調査」結果について

保健体育課

- ・全国高等学校総合体育大会等の結果について

警務部

- ・令和3年度サンドボックス枠予算の執行状況について

地域部

- ・夏山警備の実施結果について

刑事部

- ・県内の犯罪情勢について

交通部

- ・秋の全国交通安全運動の実施について

(4) 質疑・応答

藤井委員

- ・新型コロナウイルス感染における県立学校の休校等の判断基準について
- ・夏休み明けの子供への相談支援について
- ・統合型校務支援システムについて
- ・行方不明事案の状況について
- ・徘徊SOSネットワークと警察の連携について

澤崎委員

- ・ 新型コロナウイルス感染を拡大させない学校運営について

- ・ 県警察における情報管理の徹底について

酒井委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

藤井委員 私からはまず、新型コロナウイルス感染における県立学校の休校等の判断基準について教育委員会にお伺いしたいと思います。

新聞報道等でもありましたが、さきの8月27日、文部科学省が学校の休校を判断するためのガイドラインを作成したと聞いております。

このガイドラインでは、保健所の判断を待たずに、学校設置者が学校医などと相談して迅速に決定しましょうと定めておりますが、この通知に基づいて、県教委として、どのような運営、運用を考えていらっしゃるのか荻布教育長の所見をお伺いしたいと思います。

荻布教育長 今般示されました国のガイドラインは、緊急事態宣言対象地域などで保健所業務が逼迫した場合にも、学校の対応が遅れることがないように、迅速に適切に対応できるようにということで策定されたものでございます。

学校が濃厚接触者などの候補リストを作成するに当たっての考え方ですとか、臨時休業などの判断基準が示されておりますが、国においては、既に県において同様の基準がある場合には、それによって判断してもよいとされております。

本県の県立学校での運用につきましては、まず濃厚接触者などの候補リストの作成に関しましては、昨年度から既に県で作成しましたマニュアルに基づき、例えば学校で感染者が発生した場合には、学校において速やかに校内での

行動歴を確認の上、同じクラスの者と一緒に部活動または食事をした者などのリストを作成し、厚生センター、保健所等に提出しております。

また、臨時休業等の判断基準に関しましても、既に、国の対応ガイドラインと同様、感染の広がりに応じて臨時休業の範囲を決めることとしておりますが、学びの保障のため、感染者の行動歴や感染経路などを考慮して、事案ごとに丁寧に学校での感染拡大リスクを評価して、保健所とも相談の上、判断しているところでございます。

具体的には、感染者の濃厚接触者などの検査対象者を出席停止とした上で、出席停止者が多い学級などは、その出席停止期間を学級単位などの臨時休業とし、また、感染者が複数発生しているなど、校内での感染が拡大している可能性が高い場合には、その範囲に応じて、学級あるいは学年、学校全体といったレベルでの臨時休業措置をすることとしております。

引き続き、保健所など厚生担当部局と連携して対応してまいりたいと考えております。

藤井委員 確認なのですが、そうすると、国のガイドラインの前に、県としてのガイドラインがあったということだと思うのですが、休校や学級閉鎖等の判断基準は、国の通知がある前と後で変化があったのか、なかったのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

荻布教育長 県としては、今回のガイドラインを受けた前後では、対応については大きな変化はなく、基本的な方針というのは変わっていないと考えております。

藤井委員 続きまして、夏休み明けの児童生徒への相談支援についてお伺いしたいと思います。

既に小中学校は8月27日から、一部の学校では9月1日から2学期の始業式を迎えています。県立学校は延期もあ

りまして、まん延防止等重点措置がどうなるかにはよりま
すけれども、9月13日に始業式ということとされておしま
す。一般的にコロナと関係なく、夏休み明けというのは不
安を抱える児童生徒が多くて、残念なことに、18歳以下の
自殺率が一番高い日が9月1日であると聞いております。

まして昨年と今年は、そういったコロナの不安も重なっ
ているわけでありますから、児童生徒が抱える心理的な負
担、不安といったことはかなり大きいのではないかと思ひ
ますし、私たち大人はそういった心理の背景を知る努力を
怠ってはいけないと感じております。

教育委員会以外でも、児童生徒が悩み相談を受けられる
窓口というのはいろいろあるのですが、教育委員会所管の
例えば子どもほっとラインなどの相談件数、また教育委員
会が把握できる数字として、そういった不安を抱える生徒
の増加の有無や、問合せの深刻度が高くないかなどといっ
たことを把握されているかどうかについて、水戸小中学校
課長にお伺いしたいと思ひます。

水戸小中学校課長 県の教育委員会が設置しております子ど
もほっとラインや県の総合教育センターの相談件数につき
ましては、昨年度、今年度ともに、コロナ禍以前の令和元
年度に比べまして減少しております。

ただ、委員からも御指摘がありましたように、昨年度か
らは、新型コロナウイルス感染症に対する不安もあります
ことから、各学校に対しまして、児童生徒の心身の健康状
態についてよりきめ細かな把握をし、また、小さなサイン
を見逃さないよう伝えております。

また、各学校におきましては、相談体制の充実を図り、
養護教諭やスクールカウンセラー等の心の専門家を交えた
チームによる支援を行うよう努めております。

特に、今ほども御指摘がありましたように、夏休み明け

直後は不登校や自ら命を絶つ児童生徒が増加しやすい傾向があるとされておりますことから、県教育委員会といたしましては、夏休み中もスクールカウンセラーを派遣いたしまして、心配な児童生徒を中心に、面談を実施できる体制を整えているところであります。

また、市町村教育委員会や学校に対しまして、夏休み開始前から悩み等を抱える児童生徒の早期発見に努めること、夏休み中におきましても登校日や部活動等の機会を捉えまして、学校と保護者との連携を密にして、継続的に支援することについて徹底するよう伝えております。

加えて、夏休み明けには、悩みを抱えた児童生徒に周りの大人に相談することの大切さを教える、SOSの出し方教育をスクールカウンセラー等とも連携しまして実施することなどを周知しておりまして、児童生徒の悩みや不安への対応の充実に努めているところでございます。

今後も引き続き、児童生徒の悩みや不安をより適切に支援できるよう、スクールカウンセラー等の専門家を交えた相談体制の充実を図りまして、子供たちが安心して学校生活を送れるように努めてまいりたいと考えております。

藤井委員 令和元年度よりもそういった問合せ・相談件数自体は減っているというのが、現場でのきめ細やかな対応の結果なのであれば、単純に件数が減ったからいいというだけではなくて、現場のきめ細やかな対応はぜひ継続していただければと思っております。

委員長、資料配付の許可をいただけますでしょうか。

酒井委員長 はい、許可します。

藤井委員 次に、統合型校務支援システムについてお伺いしたいと思います。

先ほど、教育長からも9月補正予算案の中で統合型校務支援システムについての御報告があったところですがけれど

も、今ちょっと資料でお配りしているのが文部科学省が出している「統合型校務支援システムの導入・利用に関する手引き」というものになります。

かなり分厚い冊子でありまして、全部読み込むのはなかなか大変なものなのですが、その中で抜粋をさせていただきました。

一番上のページ、10ページと書いてあるところがいわゆる統合型校務支援システムとは何かということの説明になっておりまして、先ほどの荻布教育長のお話と少し重複はしますが、成績処理や出欠管理などの教務系、健康診断や保健室の来室管理などの保健系、指導要録などの学籍系、それから学校事務系、こういったものを統合して、かつ、県立学校で言えば全県同じものを使うというようなことになるのだと理解をしております。

こういった統合型校務支援システムというのを導入しましょうという動き自体は、私の記憶だと、もう二、三年前ぐらいから文科省のほうでは言われているものでありまして、既に導入が行われている都道府県はあります。富山県は決して早いほうではないけれども、遅いほうでもないのかなというような感じではあるのですが、統合型校務支援システムの導入に関して、富山県での進捗状況というものが全国や近県と比較してどうかという点について、清ICT教育推進班長にお伺いします。

清 ICT 教育推進班長 統合型校務支援システムにつきましては、委員御説明のとおり、教務、保健、学籍、進路、事務など、広く校務を実施するための機能を有する統合型システムであります。

統合型校務支援システムの導入につきましては、これまで学校現場からの要望も多く、手作業による転記に係る時間や転記ミスをなくすことができ、教職員の作業的負担だ

けでなく、精神的負担も軽減されるとともに、業務が軽減・効率化され、児童生徒と向き合う時間も確保できるようになります。

また、児童生徒に関する情報が蓄積・共有されますと、おのおのの個性や能力を存分に伸ばすことができる質の高い教育活動が行われることになりまして、校務のICT化は教職員の働き方改革や意識改革はもとより、学習指導や生活指導の向上、学校運営の改善などにつながっていくことが期待されます。

6月に開催いたしました第1回富山県教育DX推進会議でも、民間のICTの専門家や外部有識者の委員からは、業務の軽減と効率化、教育活動の質の改善を図るため、統合型校務支援システムを早急に導入すべきといった多くの意見もあったところであります。

また、全国や近県の導入状況につきましては、令和3年5月時点の文部科学省の調査によりますと、県内の公立学校における統合型校務支援システムの導入状況は、富山県は87.5%と全国平均の68.9%を上回っており、北陸3県では石川県が30.0%、福井県が55.6%となっております。

これは、本県では小中学校での導入が進んでおり、14市町村で既に導入済みであり、残る1市におきましても導入に向けて準備を開始していると聞いております。

一方、4月に実施いたしました県教育委員会の調査では、全国の県立学校で導入済みまたは準備中が45都道府県、未導入が本県を含め2県であり、近県におきましては石川県と福井県が導入済みで、新潟県が今年度導入中のことでもあります。

藤井委員 校務支援システムに関しては、要は、市町村のほうが多く早く導入をしていて、県立学校がかなり遅れていた。しかも47都道府県のうち、残り2県の中に入っていたとい

うことを御報告いただいたとっております。

逆に、こういう支援システムというのは、後半のほうがより機能が充実して、いいものが導入できるという利点もあるかと思っておりますので、そのあたりはしっかり導入していただきたいと思っております。今回、予算の中では2億6,650万円という結構大きな予算が示されておりましたけれども、私がとても懸念しておりますのが、せっかくこういう統合型の校務支援システムを導入したとしても、今までと同じようなやり方や、これまでの教員の方々の働き方の改革がないまま導入することで、システム導入による業務改善効果が得られない可能性が高いということです。お配りした資料の40ページ目をめくっていただくと、業務改善効果を得るための運用ルール変更のポイントというのが書いてあります。これは、同じようなことをもう一回繰り返しますけれども、統合型校務支援システムを導入しても、今までと同じ方法で業務を実施していると、統合型校務支援システムの導入による業務改善効果は得られない可能性がありますというようなことがあって、新たな業務方法を決めて、運用ルールを変更して、しかも、そのやり方を手順として現場に浸透させるまでは、まずは1年間しっかり頑張らしましょうというようなことが書いてあります。

ここには、紙資料による管理の廃止や標準機能の利用をしっかりと徹底してくださいということ、システムへの入力方法の統一をしていきたいと思いますなどといったことが書いてあります。これは実は、DXという意味では、どんなところにも当てはまる話で、今後、警察も警察DXという形で、システムを導入されていくことになると思っておりますけれども、ここが壁になってシステムが導入できないというのは、民間企業でもよくあることです。

私も、10年前に民間企業にいたときに、通販の事業をや

っていたことがあるのですが、2億円ぐらいのコストをかけてシステムを導入しても全く業務改善できなかったのも、そのシステムを捨ててもう一回構築した記憶があるのですね。

それぐらいやはりシステムの導入をするということに関しては、本当に単なる導入を支援するだけではなくて、そもそもの現場の運用そのものの、それこそ、本当にトランスフォーメーションというような形でやっていかねばならないと思っております。

そのような意味で、こういった運用ルールの変更等を、どのようなプロセスで今後行っていかれるのかについて、清ICT教育推進班長にお伺いします。

清ICT教育推進班長 委員御指摘のとおり、統合型校務支援システムのみ導入いたしましても、今までと同じ方法で業務を実施していますと、システムの導入による業務改善効果が得られない可能性があるものと考えております。

文部科学省が作成した「統合型校務支援システムの導入のための手引き」によりますと、システムの導入に併せて、これまでの業務のやり方を変え、業務実施方法に関する運用ルールを変更することが必要であることが記載されております。つまり、現在の業務に合わせてシステムの機能をカスタマイズするのではなく、システムが標準的に提供している機能に合わせて、業務を変えるという発想が重要とされております。

システム導入に当たりましては、こうした運用ルールの変更も併せて実施することにより、教員が異動した場合でも、異動後の学校で一から業務を覚える必要がなくなり、スムーズに業務に従事でき、安定した学校運営を行えるようになり、最終的に、児童生徒に良質な教育環境を提供することにつながるものと考えております。

こうしたことから、教育DX推進会議に設置しました校務支援システム検討部会において、学校現場の教職員を含めて鋭意、協議・検討を進めているところであります。

検討部会では、学校現場の教職員にシステムのデモ機を実際に操作してもらい、意見などを聞いたところであり、今後、さらに業務の標準化や各種様式の統一化、ペーパーレス化などにつきましても協議・検討するなど、学校現場の教職員の意見を十分に聞きながら、運用ルールの変更についても検討してまいりたいと考えております。

藤井委員 校務支援システムの検討部会というのが教育DX推進会議にひもづいて行われていて、現場の職員の方の声も聞かれているということだったので、少し安心しました。

ぜひ現場の比較的若い職員の方の意見もしっかり聞いていただいて、なかなかデジタル化に前向きではない方の声もあるかもしれませんが、できる限りよい形で、児童生徒のために進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、警察本部に高齢者の行方不明者の事案の状況についてお伺いさせていただきます。

私も、富山市の地域包括支援センターの職員として一部在籍している部分があって、この8月でしたが、私の地域の中で行方不明になった方がおられました。家の50メートル前で自転車に乗っておられて、何かの様子を見に行くからと言って曲がり角を曲がったら、その後、行方不明になられて、一晩かけて富山空港のほうまで行っておられたことがありました。私のエリアからだとも自転車で三、四十分かかるようなエリアでした。無事その方はおけがもなく戻ってこられてよかったのですが、こういった高齢者の行方不明者の事案に関しては、やはりコロナ禍で外出自粛等の影響もあって、どうしても下肢筋力の低下と、認知機能の低下ということが高齢者の方には顕著だと報道もされてお

りますし、私も実感がございます。

認知症の影響で徘徊という形になって、行方不明になるケースがありますが、警察本部のほうで、例えば過去5年間の統計で、65歳以上の高齢者の行方不明者についてどのような把握をされているか、その推移についてお聞きしたいと思います。できれば認知症の方、その疑いを含めてでも結構ですので、そういった認知症の方が、その中でさらにどれぐらいの割合でいらっしゃるのかということについて、中田生活安全部長にお伺いします。

中田生活安全部長 県警察が受理した65歳以上の高齢者の行方不明者数は、平成28年から令和2年までの5年間で、355人、339人、365人、450人、390人と推移しております。行方不明者全体に占める割合は、33.8%、35.8%、36.2%、40.3%、40.2%と推移しております。

次に、若年の方も含めました数値ですが、認知症または認知症の疑いのある行方不明者数につきましては、平成28年から令和2年までの5年間で、順に217人、195人、260人、310人、231人と推移しております。行方不明者全体に占める割合は、20.6%、同じく20.6%、25.8%、27.8%、23.8%と推移しております。

藤井委員 令和2年が少し減っているというのは、もしかしたら外出自粛ということ、外に出る機会が減った影響があるのかもしれませんが、割合は40%を超えてきていると思っております。

行方不明で、しかも認知症の疑いのある方の数も、割合は25%を超えてきていると思っておりますので、認知症の方がもし行方不明になっても、すぐに捜せるような体制をつくっていくことは大事だなと思っております。

福祉の現場にいますと、まず、認知症を患う高齢者が徘徊した場合に備えることと言えば、各市町村で徘徊SOS

ネットワークといったものがあります。その登録を促していくのですが、登録をすると、自分の家族のそういった話を多くの人に知られてしまうのは嫌だということで、登録をなかなか促せない場合もありまして、難しいなというところがあったりします。

私たちも警察の方に協力を要請したりするのですが、こういったSOSネットワークというのは、各市町村で名前は微妙に違うにしても富山県は全ての市町村にあります。こういったネットワークと警察の情報の連携について、どのような対応をされているのかについて教えていただければと思います。

中田生活安全部長にお願いいたします。

中田生活安全部長 県内における、いわゆる徘徊SOSネットワークに関しましては、15市町村全てで構築されていると承知しております。

警察では、高齢者の行方不明事案を受理した際には、必要に応じて、市町村に行方不明者の人定事項や行方不明となった状況等の情報を提供し、ネットワークによる手配を要請しています。また、ネットワークによって行方不明者が発見された場合には、警察が本人確認を行った上で、御家族などに引き渡すといった対応を行っています。

加えて、ネットワーク未登録者の御家族に対して、登録を促すなど、連携を図っているところでもあります。

今後も引き続き、各市町村の構築しているネットワークとの連携を図ってまいりたいと思います。

藤井委員 認知症の人と家族の会の方からも、お話を聞く機会があるのですが、どうしても市町村のSOSネットワークというのは、あくまでも市町村単位で行われています。先ほども話しましたが、最近では自転車や車の運転でも行方不明になってしまうケースがあつて、そうなる则かなり広

域な移動になってしまいます。

そうすると、市町村をまたいで捜していただかないといけないときには、やはり警察の皆さんのネットワークというものを活用しないと難しいのだろうというような話があります。認知症の人と家族の会からは、SOSネットワークを市町村別でなくて県内一円にすべきなのではないかというようなお問合せをいただいたところだったのですが、それこそ、警察がネットワークとうまく連携しながらやれば、そういった不安もなくなるのかなと思います。ぜひまたそのあたりのネットワークとの連携については、よろしくお願ひしたいと思っております。

澤崎委員 時間も1時間に近づいてまいりましたので、端的に質問させていただきたいと思ひます。

まず、教育委員会のほうに、新型コロナウイルス感染が拡大している中での学校運営について3問お聞きしたいと思ひます。

まずは、新型コロナウイルスの感染防止対策について、今学校の現場でどのようになっているのか、あるいは昨年と比較してどのように教員・職員の方に負担がかかり始めているのか、そういったところをお尋ねしたいと思ひます。

福島教職員課長、よろしくお願ひします。

福島教職員課長 新型コロナウイルスの感染防止対策につきましても、去る8月25日の文部科学省の事務連絡においても、新たな変異株の感染者が増加してきたことにより、感染症対策を一層徹底するように依頼されたところであります。

また、学校教育活動に係る留意事項としても、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること、さ

らには、修学旅行等についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等も踏まえ、一律に中止することではなく、適切な感染防止対策を十分に講じた上で、その実施について配慮いただきたいことなどが示されているところであります。

こうした国の通知なども踏まえまして、公立小中学校におきましては、所管する市町村教育委員会の指導の下、これまでの感染症対策をより徹底して、学校運営が行われていると考えております。

昨今の感染状況を踏まえ、学校行事につきましましては、規模の縮小や時期の変更を検討せざるを得ないといったことに加えまして、授業についてもオンラインの活用が加速化されていると聞いております。

学校現場におきましては、新学期が開始いたしましたけれども、この後、児童生徒の感染拡大も懸念されておりますほか、新型コロナウイルスの感染状況に伴いまして、逐次、学校教育活動における対応を変更するといった面もございまして、教員の負担が増えていると思っております。

昨年と比べますと、コロナ対応ということに対しての一定の対処法というものには理解が進んでいるとは思いますが、感染状況の変化に伴う国からの取扱いの変更あるいは学校事情によりまして、様々な問題が生じると思っております。今後とも負担が増えるのではないかとこの懸念を持っております。

澤崎委員 感染対策にかかる時間的なものも非常に負担がかかっているというのは、今のお話からもよく分かりました。

また、やはり教職員の方、学校現場の方の使命感の高さというのが、やはり私は一番心配しているところです。教員の方の心理的な負担を軽減させていくことは多忙化という意味では若干違うかもしれませんが、心理的サポートと

いったものも、やはり学校長あるいは市教育委員会、県教育委員会が率先して、また対策を練っていただきたいと思っています。

同時に、スクール・サポート・スタッフですが、本年度も当初予算で相当な金額を積み増したと思っております。3億3,100万円だったのかなと思います。311校全てに既にスクール・サポート・スタッフは配置しております。

学校現場の方とお話していると、この制度はSSS制度などと呼ばれているようですが、まさしく災害に等しいこういう状況の中、教員が勉強を教えるだけではなく、災害対策もしなければならぬ、コロナ対策もしなければならぬ。そういったときには、このスクール・サポート・スタッフも、年度途中であってもやはりもっと一つ踏み込んだ拡充をすべきではないのかと思います。

今、第5波のピークアウトなどという話も出ておりますけれども、第6波、第7波というのもないわけではありません。私はスクール・サポート・スタッフの拡充を考えているわけでありまして、そういった物理的な時間の負担増への手当てのようなものを課長にお伺いいたします。

福島教職員課長 今ほど御紹介いただきましたように、県では今年度も、スクール・サポート・スタッフにつきましては公立学校全校に配置できる予算を確保したところでございます。諸事情によりまして一部お辞めになられたりして、現時点で配置できていないところもあります。

御指摘いただきましたとおり、感染症対策に係る教員の負担軽減ということでは、各学校から高い評価をいただいております。このスクール・サポート・スタッフを拡充配置すること、例えば勤務時間や人数を増やすなどといった方策は効果的であると私どもも理解しております。

ただ、スクール・サポート・スタッフの配置予算につき

ましては、国の補助金やコロナの交付金等々を活用して、実質県の持ち出しなしで配置できているという状況でございまして、これを拡充配置するに当たりましては、現時点では、県単独で対応するしかないということでございます。

ただ、御指摘のありましたように、今後変異株が出てきて感染状況がどうなるかといったことなど、来年度の状況といったことも踏まえると、現場の市町村教育委員会、学校現場の意見も踏まえながら、今後検討していかなければならないと思っておりますし、国には引き続きこの予算を拡充していただくように強く働きかけてまいりたいと現時点では考えております。

澤崎委員 おおむね私と同じ考え方だと思っております。自動検温器など、自動のものはある。しかしながら、やはり人が対応しなければいけないという場面も非常に多いと思っておりますし、また、そうしなければ、この感染の防止対策というのは完全に防ぎ切れないという意味も込めて、現場の声を拾っていただければと思います。

それでは、教育委員会の皆様に最後の質問になります。

先ほどから、オンライン授業、遠隔学習というお話が出ております。本日机上配付されておりましたが、知事が富山国際大学附属高校と高岡南高校のオンライン授業の視聴をされたと聞いております。

今後、小中高等学校あるいは特別支援学校において、休校措置や出席停止処分等がとられた場合に、既にタブレット端末は配置されており自宅学習が行われるものと思っておりますので、配信する学校側の通信環境と、受ける側の児童生徒の自宅での通信環境等について見解をお伺いしたいと思います。

まずは水戸小中学校課長、そして、県立学校については佐野県立学校課長にお願いいたします。

水戸小中学校課長 それでは、私からは、市町村立の小中学校等の状況についてお答えいたします。

文部科学省は、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず登校できない児童生徒等に対しましては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持すること、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要であるとしております。

このため、臨時休業等の際にも学びを保障するため、タブレット端末を有効に活用するなど、学校において必要な措置を講じることが重要であると考えております。

学校側の通信環境につきましては、全ての市町村の小中学校等で、全校一斉に配信可能な環境が整っていると聞いております。

一方、児童生徒の自宅での通信環境につきましては、大半の家庭で受信可能な状況ではありますが、通信環境が整っていない家庭に対しましては、県内の8つの自治体ではモバイルルーターの貸出し等の体制が既に整っております。他の自治体におきましては、貸出し等の対応について、現在、準備中であると聞いております。

佐野県立学校課長 それでは、県立学校の状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、各県立高校に対し、7月までに1人1台の学習用タブレットを配付したところでございます。

各学校では、これを活用して、コロナ禍における生徒たちの学びを保障できるようオンライン授業の準備を進め、準備が整い次第、各学校の実情に応じて実施しているところでございます。

また、オンラインで円滑に実施するためには、回線容量の確保など通信環境の整備が重要となります。昨年度、各県立高校へ敷設されたケーブルテレビの回線容量を強化し

たところでございます。

今年度、既に夏期補習等でオンラインを活用している高校では、問題なく実施できていると聞いているところでございます。

一方、特別支援学校でございますが、障害の種類や程度によってタブレット活用の方法や内容が異なるため、各学校の実情に応じて適切に対応することとしております。夏季休業延長期間中にオンラインによる学習、それから定期的な健康観察を行っている学校では、既存の通信環境で滞りなく運用ができていると聞いているところでございます。

次に、家庭の通信環境につきましては、昨年6月にインターネット通信環境等の状況を調査しており、有線回線によるインターネット接続環境のある家庭は、高校で93.7%、特別支援学校で84.6%でございました。また、生徒個人用のスマートフォンの所持率は、高校で97.6%、特別支援学校では23.6%であったところでございます。

この結果を受けまして、県教育委員会では、昨年度、インターネット環境が整っていない家庭に、貸出し可能なモバイルルーターを用意し、既に各県立高校に学校規模に応じた台数を配備しております。また、特別支援学校につきましては、総合教育センターで管理している約60台のモバイルルーターを必要に応じて貸与できるよう、検討を進めているところでございます。

また、経済的に恵まれない御家庭への支援といたしましては、高校生等奨学給付金で非課税世帯に対し、オンライン学習に必要な通信費相当額が増額されるほか、特別支援学校におきましては、特別支援教育就学奨励費について、低所得世帯に対し、オンライン学習に係る通信費の支援を行うこととしております。

さらに、県独自の支援といたしましては、県内高校生に

対し、在学期間中、割安でインターネットが利用できる契約プランを各学校を通して案内しているところがございます。

澤崎委員 実は私が懸念しているのは、小学校でも高校でも同じなのですが、あまりインターネットなどといったパソコン環境、通信環境については詳しくなくても、自宅に藤井委員のような方がいれば、何かトラブルがあったときにすぐ対応できると思っています。

恐らく、オンライン学習の前に、各学校でいろいろな実験をされていると思うのですが、そのときはいいのですよ。私も医者に行く前は、膝が痛いのですが、医者に行くときすぐ膝が治ってしまうのです。このように、練習のときはパソコンもタブレットも動いたといった状況になるのですが、本番のときにやはり動かないということになります。特に小学校の低学年ですよ。こういったときは自分では何ともしようがなくなるわけでありまして、そういったところで、先ほどのスクール・サポート・スタッフではありませんけれども、やはりサポートしてくれる人員も配置しておいたほうが賢明なのかなと思うわけでありまして。

いわゆるGIGAスクールは、コロナ前から言われていることで、これはもう時代に即した格好での学びの提供だと理解しておりますので、トラブルシューターというか、トラブルを解決する部門もそろそろ検討する時期なのかなと思いました。

それでは、県警察に1問、質問させていただきます。

先日、新聞に出ておりましたが、県警察の警視が懲戒処分を受けた案件であります。平成28年から業務以外の目的で、複数人の情報を警察部内のシステムで照会していたということが報道されておりました。

こうした業務以外の目的で照会していたことがどうして

長年にわたり分からなかったのか、本当に素朴な疑問であります。また、県警察として、今後、再発防止に向けてどのように取り組んでいかれるのかを首席監察官にお聞きいたします。

島田首席監察官 答弁に先立ちまして一言申し上げます。

このたび、県警察の幹部職員が在職時、懲戒処分に至る一連の非違事案を起こしたことは誠に遺憾であり、改めて被害者と県民に深くおわび申し上げます。

県警察では、部内の情報システムに係る情報の適正な取扱いを確保することを目的に、業務以外の目的での照会、照会により得た情報の不正な利用や提供、照会権限者へのなりすましによる照会等の禁止規定を定めており、こうした不正照会等を防止するため、これまで教養資料や定期監査等を通じた禁止規定遵守の指導、上位者等による各職員の照会状況や照会理由の確認等の取組を継続して行っていました。

こうした取組を進める中、当該職員による行為がこれまで判明しなかった原因につきましては、当該職員自身が不正照会等の未然防止に大きな役割を果たすべき幹部職員であったことで、本人の照会状況に対するチェックが徹底できていなかったと言わざるを得ず、県警察として今回の事態を大変重く受け止めております。

県警察では、同種事案の再発防止に向け、幹部を含む全職員に対する禁止規定遵守に向けた不断の指導を行い、不正照会の抑止につながる複数の幹部職員による具体的な照会理由の確認、幹部職員における照会状況の相互チェックを一層推進するなど、情報の適正な取扱いの徹底に実行を期してまいります。

酒井委員長 ほかにありませんか——ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

2 陳情の審査

酒井委員長 次に陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。